**まつり鳥栖２０２５出店規定**

**出店許可の取消**

1. 主催者は、出店者が本規定に違反した場合には、出店許可を取り消　　　すことができるものとします。これによって生じた損害については、主催者は一切その責めを負いません。
2. 佐賀県暴力団排除条例に基づき、露天等の出店許可を得ようとする者が、

・暴力団

・暴力団員

・暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

・暴力団と密接な関係を有する者

　　であることが発覚した場合は出店許可を取り消します。

1. 露天等の出店許可を得ようとする者が、上記ロに該当する者を従業員として使用すると認められる場合は出店許可を取り消します。
2. 露店等の出店許可を得ようとする者が、上記ロに該当する者に、みかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認められる場合は出店許可を取り消します。
3. その他、出店規定や当組織委員会が定めた注意事項を遵守出来ない場合や、遵守出来ない恐れがある場合は、出店許可を取り消します。